

## 建設工事等における総合評価落札方式に係る賃上げに伴う加点の変更について

財務省より通知が発出されましたことに伴い、防衛省におきましても建設工事等における総合評価落札方式に係る賃上げに伴う加点について一部変更となりますのでお知らせします。

### 【適用時期】

令和8年5月1日以降公告するものから適用します。

### 【変更点】

- ・ 賃上げに伴う加点は中小企業等のみ
- ・ 賃上げ率は、従来どおり1.5%以上
- ・ 賃上げに伴う加点配分（率）は3%
- ・ 共同企業体の賃上げの評価は、大企業と中小企業が混在する共同企業体については、中小企業等である構成員全員が表明書を提出した場合に評価の対象となります。

熊本防衛支局 総務課  
契約室 096-368-2174